

道路後退用地等の
帰属及び譲渡・寄附に関する
事務の解説

平成30年4月

春日部市
道路管理課

目 次

1. 道路後退事前協議について
 - (1) 道路後退事前協議
 - (2) 道路後退事前調査
春日部市開発事業に伴う道路後退基準の事前協議等に関する要綱

2. 道路用地の帰属及び有償譲渡・寄附について
 - (1) 新設道路（32条協議：開発行為による道路）等
都市計画法第40条第2項による帰属
 - (2) 道路後退用地
春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例第43条第1項による帰属
 - (3) 道路用地
春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱

3. 助成金等について
 - (1) 土地の補償料
 - (2) 門塀等の移転補償料
 - (3) 分筆手数料
春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱

4. 助成金の支払いについて
 - ・助成金支払までのフロー
 - ・委任払い

5. 覚書
 - ・土地の売買に関する覚書
 - ・土地の寄附に関する覚書

6. 様式（記入例）
 - 別紙1 道路後退事前協議申請書
 - 別紙2 道路後退事前調査申請書
 - 別紙3 公共用地帰属申込書（都市計画法第40条）
 - 別紙4 道路後退用地帰属申込書（条例第43条第1項：補償料あり）
 - 別紙5 土地代金請求書（要綱）
 - 別紙6 門塀等移転補償査定申請書（条例第43条第1項：補償料あり）
 - 別紙7 門塀等移転補償料請求書（要綱）
 - 別紙8 道路用地有償譲渡申込書（要綱）
 - 別紙9 有償譲渡に係る門塀等移転補償査定申請書（要綱）
 - 別紙10 道路用地寄附申込書（要綱）
 - 別紙11 分筆手数料助成金交付申請書（要綱）
 - 別紙12 分筆手数料助成金請求書（要綱）
 - 別紙13 委任状
 - 別紙14 覚書（補償あり）
 - 別紙15 覚書（寄附）
 - 別紙16 道路後退用地帰属又は寄附申込み 必要書類

1. 道路後退事前協議について

・ 条例 4 2 条の規定における道路後退基準の確認を条例に基づく開発事業の手続の開始前に事前協議するものです。

(1) 道路後退事前協議

開発事業をしようとする者が、条例に基づく申請前に後退用地を確定するために協議するものです。 [様式 別紙 1 参照]

(2) 道路後退事前調査

開発事業の構想段階や不動産取引の重要説明事項の確認において、条例に基づく道路後退基準を調査するものです。 [様式 別紙 2 参照]

2. 道路用地等の帰属及び譲渡・寄附について

道路管理課で担当する道路用地等の帰属及び譲渡・寄附の種類は次のものがあります。

- ・ 都市計画法第 40 条第 2 項による帰属
- ・ 春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例（以下「条例」という）第 4 3 条による帰属
- ・ 条例の後退基準に基づかずに、道路幅員 1.8m 未満の市認定道路に接する土地の有償譲渡又は寄附
- ・ 条例の後退基準に基づかずに、市道認定のない公道に接する土地の寄附
- ・ 条例の後退基準に基づき、市道の後退が私道（位置指定道路）にかかる部分の寄附

(1) 新設道路（32 条協議：開発行為による道路）等

- ・ 都市計画法第 40 条第 2 項による帰属 [様式 別紙 3 参照]

都市計画法による開発行為許可（都計法第 29 条第 1 項）に基づき設置された新設道路を市に帰属する場合。

登記原因は、「都市計画法第 40 条第 2 項による帰属」となります。

(2) 道路後退用地

- ・ 条例第 4 3 条第 1 項による帰属 [様式 別紙 4 参照]

条例第 4 3 条第 1 項に基づき開発区域に接する道路の後退用地を市に帰属する場合、登記原因は不動産登記法による関係法令に基づく帰属以外として、次のようになります。

① 後退用地補償金の対象のとき

登記原因は、「売買」となります。

② 後退用地補償金の対象外のとき

登記原因は、「寄附」となります。

(3) 道路用地

- ・ 春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱に基づく道路用地の有償譲渡又は寄附

[様式 別紙 8 参照、別紙 10 参照]

① 市道認定されているが、公道が 1.8m 未満の道路で建築基準法第 4 2 条第 2 項または同条第 4 項 3 号の後退した土地の譲渡

道路用地補償料の対象のとき登記原因は、「売買」となります。

道路用地補償料の対象外のとき登記原因は、「寄附」となります。

② 市道未認定の公道であり且つ建築基準法第 4 2 条第 2 項または同条第 4 項 3 号の道路として後退した土地の寄附

道路用地補償料の対象外であり、登記原因は、「寄附」となります。

③ 市道の後退線が私道（位置指定）に掛かる部分の土地の寄附

道路用地補償料の対象外であり、登記原因は、「寄附」となります。

3. 補償金・助成金等について

春日部市では、開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱に基づき、道路後退に伴う用地や門塀等の工作物移転の補償契約を行い、また分筆手数料の助成金を交付します。

また、条例に基づかない道路用地の有償譲渡や寄附についても、同要綱により準用した取扱いをします。

(1) 土地の補償料

・道路後退用地補償料

道路後退用地補償料とは、市に帰属した後退用地について土地売買契約を締結し、支払う土地代金です。

土地所有者から「道路後退用地帰属申込書」、「土地代金請求書」を提出して頂きます。

[様式 別紙4、5参照]

・道路用地補償料

道路用地補償料とは、市に有償譲渡した道路用地について土地売買契約を締結し、支払う土地代金です。

土地所有者から「道路用地有償譲渡申込書」、「土地代金請求書」を提出して頂きます。

[様式 別紙8、5参照]

◇補償要件（次のいずれにも該当すること）

- ・土地分譲、分譲マンション、分譲住宅、賃貸（共同）住宅、貸店舗、貸倉庫、貸資材置場等の非自己用の開発事業でないこと
- ・原則、市道の後退であること
- ・私道の後退（中心2m後退）でないこと
- ・位置指定道路の起点（市道）側の後退でないこと
- ・開発区域面積が3,000 m²未満であること

◇補償料の額

- ・市街化区域 帰属していただく土地の当該年度の固定資産税評価額の10分の4を基準として算出します。

・市街化調整区域

宅地 帰属していただく土地の当該年度の固定資産税評価額の10分の5を基準として算出します。ただし、最低額を各地域の畑の額とする。

畑・雑種地・山林 10,900円（春日部地域）、7,100円（庄和地域）

田 10,000円（春日部地域）、6,700円（庄和地域）

※100円未満切り捨てとする。

(2) 門塀等の移転補償料

・門塀等移転補償料

門塀等移転補償料とは、市に帰属した道路後退用地に存する門塀等の工作物及び立竹木等の撤去及び移設等について移転補償契約を締結して支払う補償金です。

門塀等所有者から「門塀等移転補償査定申請書」、「門塀等移転補償料請求書」を提出して頂きます。

[様式 別紙6、7参照]

・有償譲渡に係る門塀等移転補償料

有償譲渡に係る門塀等移転補償料とは、市に有償譲渡した道路用地に存する門塀等の工作物及び立竹木等の撤去及び移設等について移転補償契約を締結して支払う補償金です。

門塀等所有者から「有償譲渡にかかる門塀等移転補償査定申請書」、「門塀等移転補償料請求書」を提出して頂きます。

[様式 別紙9、7参照]

◇移転補償要件 道路後退用地補償に準じる

◇移転補償料の額

移転補償費については、関東地区用地対策連絡協議会発行「損失補償算定標準書」、埼玉県発行「損失補償標準表」及び専門業者の見積り等に基づき算定します。

◇現地調査

門塀等所有者から「門塀等移転補償査定申請書」(別紙6)又は「有償譲渡にかかる門塀等移転補償査定申請書」(別紙9)を提出していただき、市の担当者が現地調査を行います。

(Ⅰ)「工作物」とは、建築物以外の人工的に作った物のことで擁壁(土留め)、ブロック塀、フェンス、門扉、看板、舗装等があります。

・門塀等を撤去する際に出る廃材運搬費、処分するための処分費も補償対象とします。

・上水道の施設については、量水器および止水栓以外の本管から上水道の施設までの給水管は、補償対象とはなりません。

・コンクリート叩きについては、道路の整備状況等により所有者及び関係課と協議のうえ決定します。

(Ⅱ)「立竹木」とは、生垣、樹木・竹木をいい、草花(草本・^{かき}花卉類)は含みません。

・原則として幹が後退地上にある場合のみ対象とします。

ただし、枝等が後退地上にはみ出してしまい、通行の安全上支障となる場合については、補償対象とすることができます。

・鉢植えは、補償対象とはなりません。

(3) 分筆手数料

分筆手数料とは、市に帰属した道路後退用地又は市に有償譲渡若しくは寄附した道路用地の測量・分筆登記に要した費用の一部として交付する助成金です。

なお、道路後退用地若しくは道路用地を過去に前土地所有者が(自己用以外の用途の為に)分筆したものについては、交付対象となりません。

◇助成金交付要件(次のいずれにも該当すること)

・宅地分譲、建売住宅、分譲マンション、賃貸(共同・長屋)住宅、貸店舗、貸駐車場、貸倉庫、貸資材置場等の非自己用の開発事業でないこと

・申請した開発事業のために新たに分筆登記したとき

◇助成金の額

分筆手数料については、土地分筆報酬額等を参考に年度ごとに定めます。

【平成25年度実施額】

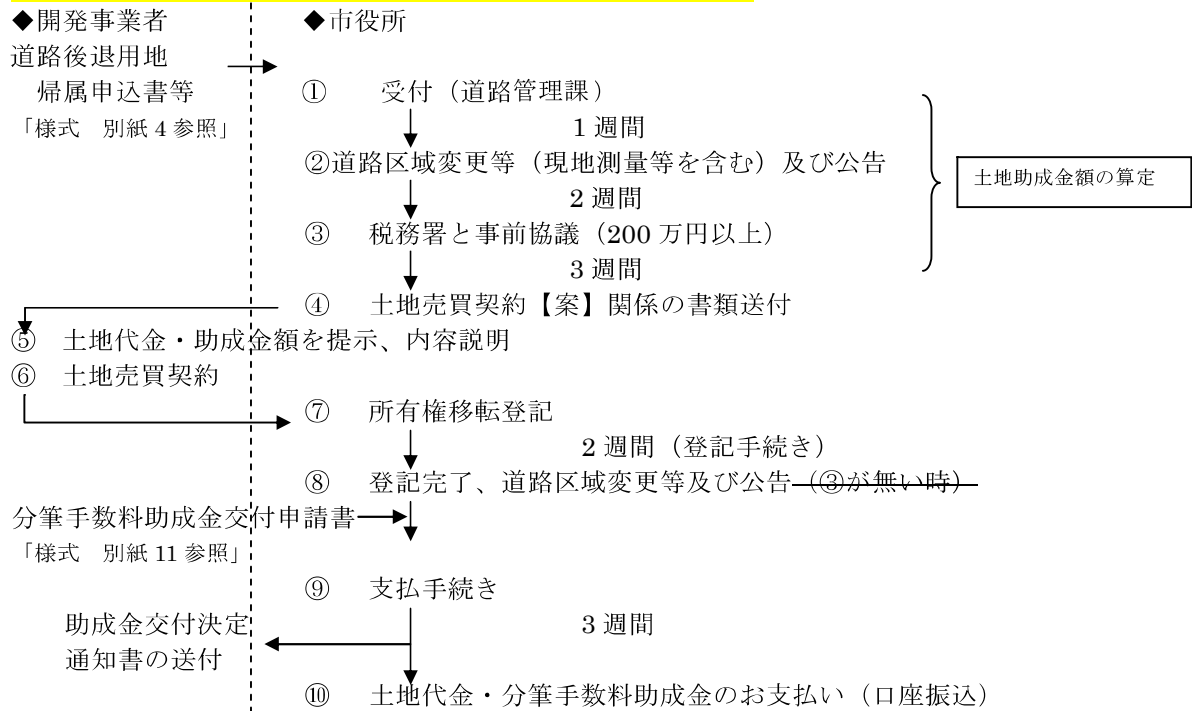
最初の1筆 246,000円

2筆目以降の加算額 56,000円

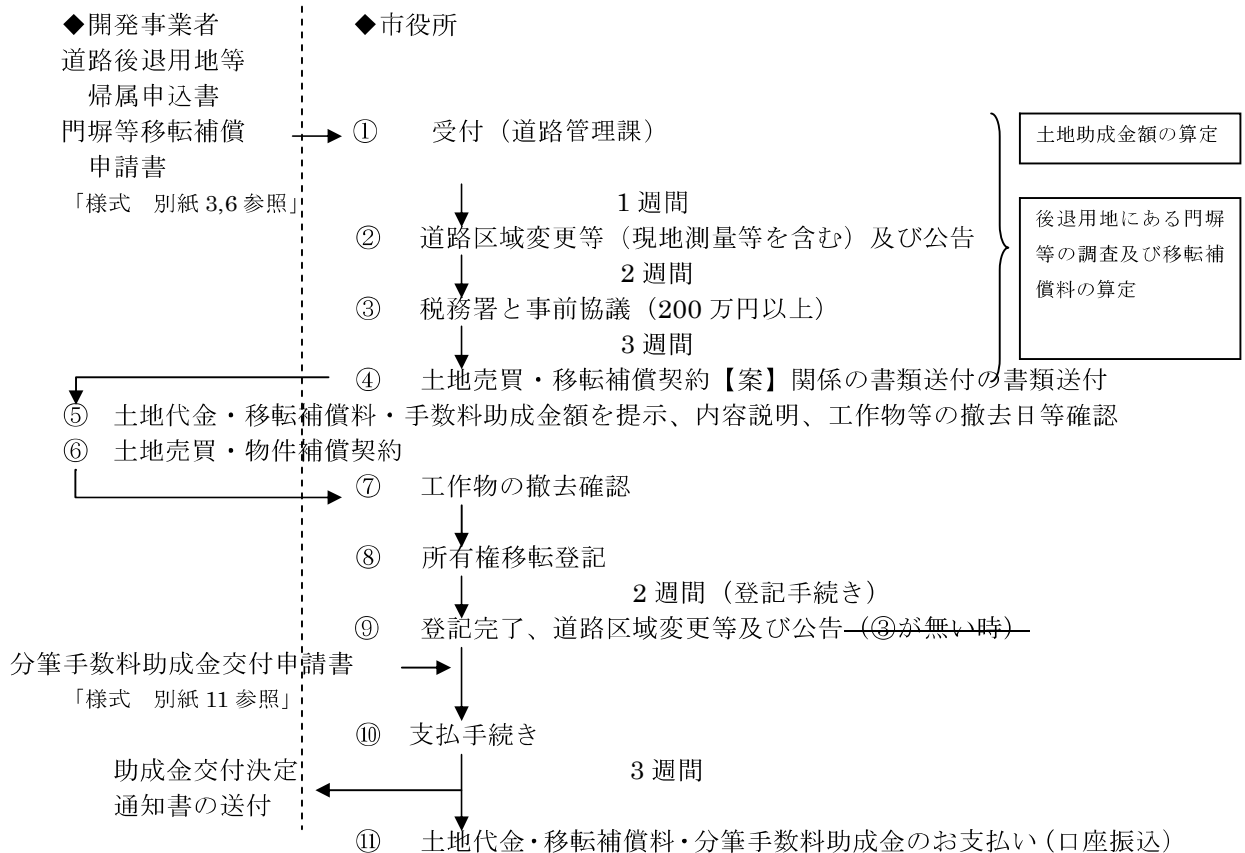
なお、1件の開発事業で複数筆にまたがる場合、対象となる筆数を合算したものとします。

4. 土地代金・移転補償料・分筆手数料助成金の支払いについて

支払いまでのフロー (土地代金のみで移転補償がない場合)



支払いまでのフロー (土地代金と移転補償料がある場合)



・ 委任払いについて

(売買等により土地所有者と振込先の口座名が違う場合)

土地の売買等により、申請時の土地所有者と分筆助成金等の振込先の口座名（新たな土地所有者となる方など）が異なる場合、次の必要書類を提出していただくことにより、委任先の口座にお支払いすることができます。

別紙 13 参照 「委任状」

5. 覚書

春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例第 4 3 条第 1 項に基づき一般開発事業の協議書締結及び小規模開発事業の確認書交付前に道路後退用地を帰属するにあたり、既存建築物等の解体をすることが申請者の生活の継続のうえで著しく困難であり、また資金計画上も止むを得ない理由であると認められるときに、覚書を締結するものであります。

覚書の主旨は、開発事業の建築確認前に帰属することを困難と認め、開発事業の完了前に道路後退用地を帰属することを約束するものであります。

土地及び工作物の補償がある場合 様式 14

寄附（無償譲渡）の場合 様式 15

【覚書の添付書類】

案内図

公図の写し

別紙 1

様式第 1 号 (第 3 条関係)

道路後退事前協議申請書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所 春日部市 粕壁〇丁目△番地

事 業 者 氏 名 春日部不動産 (代)〇〇〇〇

電話番号 048-754-〇〇〇〇

春日部市開発事業に伴う道路後退基準事前協議等に関する要綱第 3 条の規定により、次のとおり事前協議の申請をします。

1 申請内容

土地所有者住所氏名	春日部市粕壁〇丁目△番地 庄和△子		電話番号	〇〇〇-××××
代理人住所氏名	春日部市中央 1 丁目 春〇部不動産 担当 〇〇×子		電話番号	〇△〇-××××
開発事業の位置	春日部市 米島字〇〇 1234 番 1			
予定建築物等	用途	自己用	非自己用	開発区域 面積
		専用住宅		
開発事業の目的	1. 春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に基づく申請 2. 農地法 (昭和 27 年 7 月 15 日法律第 229 号) 第 4 条、第 5 条の規定による届出及び許可			

2 添付図書

- (1) 案内図 2 通 (4) 配置図又は敷地図 2 通
(2) 公図の写し 2 通 (5) 委任状 (代理人による申請の場合) 1 通
(3) 土地の登記事項証明書の写し 2 通 (6) その他市長が必要と認めた図書 ()

※配置図には、既存建物、除却建物も記入してください。

※開発事業の目的については、該当する番号に「〇」を付けてください。

※「自己用」とは、事業者が自らの生活の本拠として使用するもの又は自らの業務に係る経済活動を行うために自らが継続して使用するものをいう。

※「非自己用」とは、自己用以外 (宅地分譲、建売住宅、貸家住宅、共同住宅、寮、貸倉庫、貸事務所、貸店舗、貸駐車場、貸資材置場等) をいう。

別紙 2

様式第 3 号 (第 5 条関係)

道路後退事前調査申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

春日部市長 あて

住 所 春日部市 粕壁〇丁目△番地
申 請 者 氏 名 春日部不動産 担当 〇〇×子
電話番号 048-754-〇〇〇〇

春日部市開発事業に伴う道路後退基準事前協議等に関する要綱第 5 条の規定により、次のとおり事前調査の申請をします。

1 申請内容

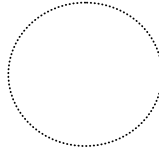
土地所有者住所氏名	春日部市粕壁〇丁目△番地 庄和△子	電話番号	〇〇〇-××××
代理人住所氏名	春日部市中央□丁目 123 番地 4 春〇部不動産 担当 〇〇×子	電話番号	〇△〇-××××
調 査 地	春日部市××字△△ 〇〇番 2		

2 添付書類

- (1) 案内図 2 通
- (2) 公図の写し 2 通
- (3) 委任状 (代理人による申請の場合) 1 通
- (4) その他市長が必要と認めた図書 ()

別紙 3

様式 10 号 (都計法第 32 条協議の事務処理要領)



年 月 日

春日部市長

あて

住 所 春日部市中央○丁目×番地

申請者

氏 名 春 日 部 二 郎

公共用地帰属申込みについて

都市計画法第 36 条第 3 項の規定に基づき公告が完了したので、帰属いたしたく別紙
図面及び土地の登記事項証明書その他の添付書類を添えて申し込み致します。

なお、法第 32 条の公共施設に関する協議書に基づき瑕疵担保期間を遵守し、貴職に
なんらご迷惑をかけないことを誓約します。

記

1 公共用地の表示 春日部市

所 在	地 番	地 目	地 積 (㎡)	備 考
○○字△△	○○○番 2	宅地	△△△. ××	
○○字△△	○○○番 5	田	△△△. ××	
○○字△△	○○○番 7	雑種地	△△△. ××	

2 添付書類の表示

- | | | |
|-----|-------------------|-------|
| (1) | 土地の登記事項証明書 | 各 1 通 |
| (2) | 分筆した公図の写し及び測量図の写し | 各 2 通 |
| (3) | 土地登記承諾書 | 各 1 通 |
| (4) | 土地所有者の印鑑登録証明書 | 各 1 通 |
| (5) | 案内図 | 各 1 通 |
| (6) | 法第 32 条の協議書 (写) | 各 1 通 |
| (7) | 登記原因証明情報 | 各 1 通 |

上記帰属について承諾いたします。

登記簿上の所有者

住 所 春日部市中央○丁目×番地

氏 名 春 日 部 二 郎

実印



別紙 4

様式第 1 号 (第 4 条関係)

道路後退用地帰属申込書

〇〇年〇〇月〇〇日

春日部市長 あて

住 所 春日部市中央〇丁目×番地

土地所有者 氏名 ^{カス}春 ^カ日 ^ベ部 ^ジ二 ^{ロウ}郎 印
電 話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

このことについて、春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 4 条の規定により、必要書類を添えて申し込みます。

記

- 道路後退用地の表示
春日部市 〇〇字△△ 〇〇〇番 2、〇〇〇番 5、〇〇〇番 7
地 目 宅地、田、雑種地 地 積 △△. ××、△△、△△△. ××m²
- 代 理 人 氏名 粕壁測量事務所 連 絡 先 754-〇〇××
- 添付書類 案内図、公図 (写)、地積測量図 各 2 通
土地の登記事項証明書、登記承諾書・登記原因証明情報、
土地所有者の印鑑登録証明書、帰属対象物件の写真 各 1 通
抵当権抹消承諾書・登記原因証明情報、資格証明書 必要に応じて各 1 通

以上

市 担 当 者 使 用 欄

担 当 者				第 号			
杭確認済日		年 月 日		年 月 日			
市道認定番号		市道 一 号線		区 域 市街化区域 ・ 調整区域			
開発事業区分		自己用 非自己用	取付道路 地先前面道路	道路後退用地 に係る電柱	有・無	移設の 依頼申請	年 月 日
開発目的(用途)			面積 m ²	事前協議	No.	道路整備	市・開発事業者
道路後退		中心 (m)		中心 (m + 水路幅)		隅切り m × m	
後退用地補償料		有・無	実測 m ² ×	円 / m ² =		円	
分筆手数料		有・無	年 月 分筆 (筆)			円	
移転補償料		有・無	査定日 年 月 日 工作物・立竹木			円	
市道 路線	依頼	年 月 日		登 記	年 月 日		
	告示	年 月 日		税務署 事前協議	年 月 日		
備考		第 号		No.			
道路整備				道路整備依頼	年 月 日		改良・舗装・砕石
同一路線の過去の収用の有無 (同一人物・同一路線で、初年の みしか認められない)		有 () 無 ()		今年の特別控除 (1500 万円) の有無 (収用外の人で特別控除の証明書が有ると きは、買取り等の証明書を発行できない)			有 () 無 ()

別紙 5

様式第 2 号 (第 6 条関係)

土地代金請求書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所 春日部市中央〇丁目×番地

土地所有者 氏 名 ^{カス}春 ^カ日 ^ベ部 ^ジ二 ^{ロウ}郎 印

電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 _____ 円

2 口座振込先

振込先金融機関	銀行 ()		()
口 座 番 号	(当座・普通)	フリガナ 口座名	

別紙 6

様式第 3 号 (第 8 条関係)

門塀等移転補償査定申請書

年 月 日

春日部市長

あて

住 所 春日部市中央○丁目×番地

門塀等所有者 氏 名 ^{カス}春 ^カ日 ^ベ部 ^{イチ}市 ^{ロウ}郎 印

電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

住 所 春日部市中央○丁目×番地

土地所有者 氏 名 ^{カス}春 ^カ日 ^ベ部 ^ジ二 ^{ロウ}郎 印

電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 8 条の規定により、道路後退用地として帰属した土地の門塀等の補償額を調査されたく、申請します。

記

1. 道路後退用地の表示

春日部市 〇〇字△△ 〇〇〇番 2、〇〇〇番 5、〇〇〇番 7
地 目 宅地 地 積 △△. ×× m²

2. 代理人 氏名 粕壁測量事務所 連絡先 754-〇〇××

3. 添付書類 現況配置図、対象となる門塀等の写真 各 1 通

そ の 他 ・現地及び配置図には、後退後の官民境界を明確にしてください。
・この申請書提出後、関連する土地の所有権等に変更があったときは、助成金の交付ができない場合があります。

----- 市 担 当 者 使 用 欄 -----

担 当 者		受 付	
市道認定番号	市道 一 号線		
事前協議番号	No.		
査定日	年 月 日		

別紙 7

様式第 4 号 (第 10 条関係)

門塀等移転補償料請求書

年 月 日

春日部市長

あて

住 所 春日部市中央○丁目×番地

門塀等所有者 氏 名 ^{カス}春 ^カ日 ^ベ部 ^{イチ}市 ^{ロウ}郎 印

電話番号 ○○○ (○○○) ○○○○

春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 口座振込先

振込先金融機関	銀行 ()		()
口 座 番 号	(当座・普通)	フリガナ 口座名	

別紙 8

様式第 5 号 (第 1 2 条関係)

道路用地有償譲渡申込書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所 春日部市中央〇丁目×番地

土地所有者 フリ ガナ カス カ ベ ジ ロウ
氏 名 春 日 部 二 郎 印
電 話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

このことについて、春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 1 2 条の規定により、必要書類を添えて申し込みます。

記

- 道路用地の表示
春日部市 〇〇字△△ 〇〇〇番 2、〇〇〇番 5、〇〇〇番 7
地 目 宅地、田、雑種地 地 積 △△. ××、△△、△△△. ××m²
- 代 理 人 氏名 粕壁測量事務所 連 絡 先 754-〇〇××
- 添付書類 土地の全部事項証明書、登記承諾書・登記原因証明情報、
印鑑登録証明書、有償譲渡対象物件の写真 各 1 通
案内図、公図 (写)、地積測量図 各 2 通
抵当権抹消承諾書・登記原因証明情報、資格証明書 必要に応じて各 1 通

以上

市 担 当 者 使 用 欄

担 当 者				第 号			
杭確認済日		年 月 日		年 月 日			
市道認定番号		市道 一 号線		区 域 市街化区域 ・ 調整区域			
開発事業区分		自己用 非自己用	取付道路 地先前面道路	道路後退用地 に係る電柱	有・無	移設の 依頼申請	年 月 日
開発目的(用途)			面積 m ²	事前協議	No.	道路整備	市・開発事業者
道路後退		中心 (m)		中心 (m + 水路幅)		隅切り m × m	
道路用地補償料		有・無	実測 m ² ×	円 / m ² =		円	
分筆手数料		有・無	年 月 分筆 (筆)			円	
移転補償料		有・無	査定日 年 月 日 工作物・立竹木			円	
市道 路線	依頼	年 月 日		登 記	年 月 日		
	告示	年 月 日		税務署 事前協議	年 月 日		
備考		第 号		No.			
道路整備				道路整備依頼	年 月 日		改良・舗装・砕石
同一路線の過去の収用の有無 (同一人物・同一路線で、初年の みしか認められない)		有 () 無 ()		今年の特別控除 (1500 万円) の有無 (収用外の人で特別控除の証明書が有ると きは、買取り等の証明書を発行できない)			有 () 無 ()

別紙 9

様式第 6 号 (第 13 条関係)

有償譲渡に係る門塀等移転補償査定申請書

年 月 日

春日部市長

あて

住 所 春日部市中央○丁目×番地

門塀等所有者 氏 名 ^{カス}春 ^カ日 ^ベ部 ^{イチ}市 ^{ロウ}郎 印
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

住 所 春日部市中央○丁目×番地

土地所有者 氏 名 ^{カス}春 ^カ日 ^ベ部 ^ジ二 ^{ロウ}郎 印
電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 13 条の規定により、
道路用地として有償譲渡した土地の門塀等の補償額を調査されたく、申請します。

記

1. 道路用地の表示
春日部市 〇〇字△△ 〇〇〇番 2、〇〇〇番 5、〇〇〇番 7
地 目 宅地 地 積 △△. ×× m²
2. 代理人 氏名 粕壁測量事務所 連絡先 754-〇〇××
3. 添付書類 案内図、公図 (写)、現況配置図、測量図 各 1 通
対象となる門塀等の写真 1 部
そ の 他
 - ・現地及び配置図には、後退後の官民境界を明確にして下さい。
 - ・この申請書提出後、関連する土地の所有権等に変更があったときは、助成金の交付ができない場合があります。

----- 市 担 当 者 使 用 欄 -----

担 当 者		受 付	
市道認定番号	市道 一 号線		
事前協議番号	No.		
査定日	年 月 日		

別紙 10

様式第 7 号 (第 1 5 条関係)

道路用地寄附申込書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所 春日部市中央〇丁目×番地

土地所有者 フリ ガナ カス カ ベ ジ ロウ
氏 名 春 日 部 二 郎 印
電 話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

このことについて、春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 1 5 条の規定により、必要書類を添えて申し込みます。

記

- 1. 道路用地の表示
春日部市 〇〇字△△ 〇〇〇番 2、〇〇〇番 5、〇〇〇番 7
地 目 宅地 地 積 △△. ×× m²
- 2. 代 理 人 氏名 粕壁測量事務所 連 絡 先 754-〇〇××
- 3. 添付書類 案内図、公図 (写)、地積測量図 各 2 通
土地の登記事項証明書、登記承諾書・登記原因証明情報、
土地所有者の印鑑登録証明書 各 1 通
抵当権抹消承諾書・登記原因証明情報、資格証明書 必要に応じて各 1 通

以上

----- 市 担 当 者 使 用 欄 -----

担 当 者			受 付	第 号		
杭確認済日	年 月 日			年 月 日		
区 域	市街化区域 調整区域	道路後退用地に 係る電柱	有・無	担当課への 情報提供日	年 月 日	
開発区分	自己用・非自己用		事前協議	No.	取付道路・地先前面道路	
開発目的(用途)	面積 m ²		道路整備	不要・要	(市・開発事業者)	
道路後退	中心 (m)		中心 (m + 水路幅)		隅切り m × m	
分筆手数料	有・無	年 月 分筆 (筆)			円	
備 考	公図記入 台帳整理		登 記	年 月 日		
			道路整備依頼	年 月 日	改良・舗装・碎石	

別紙 11

様式第 8 号 (第 19 条関係)

分筆手数料助成金交付申請書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所 春日部市中央○丁目×番地

土地所有者 フリ ガナ カス カ ベ ジ ロウ
氏 名 春 日 部 二 郎 印
電 話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

このことについて、春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 19 条に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

1. 道路後退用地又は道路用地の表示

春日部市 ○○字△△ ○○○番 2、○○○番 5、○○○番 7

地 目 宅地、田、雑種地 地 積 △△. ××、△△、△△△. ×× m²

2. 道路後退事前協議回答書 (写し)

別紙 12

様式第 10 号 (第 21 条関係)

分筆手数料助成金請求書

年 月 日

春日部市長 あて

住 所 春日部市中央〇丁目×番地

土地所有者 フリ ガナ カス カ ベ ジ ロウ
氏 名 春 日 部 二 郎 印
電 話 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇

春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱第 21 条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 円

2 口座振込先

振込先金融機関	銀行 ()		()
口 座 番 号	(当座・普通)	フリガナ 口座名	

備 考

受付No.

※ 押印欄は、実印でお願いします。

注) 春日部市開発事業の手続及び基準に関する条例に基づく助成金の交付対象外に変更された場合は、支払対象外となります。

委任状

春日部市長あて



代理人 住所

氏名

印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の内容についての受領する権限を委任します。

記

春日部市

の土地にかかる〇〇〇〇請求の口座振込先

年 月 日

委任者 住所

氏名

実印

登記事項証明書での所有者の実印

土地の売買に関する覚書

所有者 _____ を甲とし、春日部市長 ○○○○ を乙として下記のとおり土地の売買に関する覚書を締結する。

記

- 1 甲は _____ 地内、市道 _____ 号線道路後退用地として必要な甲の所有する別紙記載の土地を次に掲げる内容に基づき、乙に売り渡しすることを確約する。
- 2 土地の補償は、春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱が定める道路後退用地の補償単価による土地売買に関する契約を締結するものとし、門塙等の移転補償は、同要綱が定める移転補償基準による移転補償契約を締結するものとする。また、その後の価格変動による差額については追加払いしないものとする。
- 3 契約時期については、開発事業の完了までに締結し、乙に帰属するものとする。
- 4 土地に対する公租公課は、土地の所有権移転登記の属する年に対するものは、甲の負担とする。
- 5 乙は、2に基づき定められた補償料等を甲の提出する請求書により支払うものとする。又、売買契約に要する印紙代は、乙の負担とする。
- 6 甲は、本件売買契約に基づき、所有権移転登記に要する必要な関係書類を乙に提出するものとする。
- 7 甲は、本件の土地等につき、抵当権または仮登記等の権利が設定されているときは、売買契約時まで甲が責任を持って抹消し、乙には一切迷惑をかけないものとする。
- 8 乙は本件土地において、甲が分筆に要した費用については、春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱が定める助成対象である場合は、土地売買契約の締結による所有権移転登記完了後に助成金を支払うものとする。
- 9 甲は、本件土地等に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し又は第三者に占有を移転するなど使用させてはならない。又、この覚書について第三者から異議の申立等があったときは、甲が責任を持って解決する。
- 10 乙は、甲がこの覚書に定められた事項に違反した場合は、この覚書を解除することができる。


なお、この覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとし、上記覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙署名（法人については記名によることができる。）押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 _____

氏 名 _____ 

乙 住 所 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1

氏 名 春日部市
春日部市長 ○ ○ ○ ○ 

土地の寄附に関する覚書

所有者 _____ を甲とし、春日部市長 ○○○○ を乙として下記のとおり土地の寄附に関する覚書を締結する。

記

- 1 甲は _____ 地内、市道 _____ 号線道路後退用地として必要な甲の所有する別紙記載の土地を次に掲げる内容に基づき、乙に寄附することを確約する。
- 2 土地の寄附は、春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱が定める手續により道路後退用地の帰属を申し込むものとし、門塙等の移転補償については、対象としないものとする。
- 3 寄附については、開発事業の完了までに行うものとする。
- 4 土地に対する公租公課は、土地の所有権移転登記の属する年に対するものは、甲の負担とする。
- 5 甲は、本件寄附に基づき、所有権移転登記に要する必要な関係書類を乙に提出するものとする。
- 6 甲は、本件の土地等につき、抵当権または仮登記等の権利が設定されているときは、帰属申込時まで甲が責任を持って抹消し、乙には一切迷惑をかけないものとする。
- 7 乙は本件土地において、甲が分筆に要した費用については、春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例に関する助成金等交付要綱が定める助成対象である場合は、工作物等が除却され、乙による所有権移転登記完了後に助成金を支払うものとする。
- 8 甲は、本件土地等に関する権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し又は第三者に占有を移転するなど使用させてはならない。又、この覚書について第三者から異議の申立等があったときは、甲が責任を持って解決する。
- 9 乙は、甲がこの覚書に定められた事項に違反した場合は、この覚書を解除することができる。

なお、この覚書に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとし、上記覚書を証するため本書2通を作成し、甲乙署名（法人については記名によることができる。）押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

甲 住 所 _____
 氏 名 _____ (実印)

乙 住 所 埼玉県春日部市中央七丁目2番地1
 氏 名 春日部市長 ○ ○ ○ ○ (印)

道路後退用地帰属又は寄附申込み 必要書類

必ず必要な書類

- | | | |
|---|-----|-----------|
| ① 道路後退用地帰属申込書
道路用地有償譲渡申込書
道路用地寄附申込書 | } | いずれかを 1 通 |
| ② 土地（道路後退用地・道路用地）の登記事項証明書 | 1 通 | |
| ③ 登記承諾書 | 1 通 | |
| ④ 登記原因証明情報 | 1 通 | |
| ⑤ 印鑑登録証明書（3ヶ月以内のもの） | 1 通 | |
| ⑥ 公図（帰属する土地を赤く塗る） | | |
| ⑦ 写しでも可能ですが、全部が写っているもの | 2 枚 | |
| ⑧ 測量図（帰属又は譲渡・寄附する土地を赤く塗る） | 2 枚 | |
| ⑨ 案内図（現地を○で囲む） | 2 枚 | |

必要になることもある書類

- ① 帰属の申込で、助成金の交付対象となるとき 必要に応じた枚数
- 助成金交付申請書（一人につき 1 枚です。1 枚に二人以上記入しないで下さい）
- ② 土地の登記事項証明書の住所及び印鑑証明書等の住所が一致しないとき
それぞれの住所が関連付けられる書類（住民票など） 必要に応じて
- ③ 帰属の申込者が法人のとき
- ④ 資格（代表事項）証明書（法人の登記簿抄本）
- ⑤ 所有権以外の権利者がいるとき
- | | |
|--------------------------|-------------|
| 1. 抵当権・仮登記等の抹消承諾書 | 1 通 |
| 2. 上記の登記原因証明情報 | 1 通 |
| 3. 印鑑登録証明書 | 1 通 |
| 4. 資格（代表事項）証明書（法人の登記簿抄本） | 「権利者が法人の場合」 |
- ⑥ 覚書 2 通
- | |
|---------|
| 1. 案内図 |
| 2. 公図写し |